



2026 年 1 月 29 日

各 位

会社名 株式会社十六フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 池 田 直 樹
(コード番号 7380 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 執行役員グループ企画統括部長 種 村 京 平
電話番号 (058)207-0016

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに 株主優待制度の改定に関するお知らせ

当社は、2026 年 1 月 29 日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行うことならびに株主優待制度を改定することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

(2) 分割の方法

2026 年 3 月 31 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1 株につき 5 株の割合をもって分割します。

(3) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	37,924,134 株
今回の分割により増加する株式数	151,696,536 株
株式分割後の発行済株式総数	189,620,670 株
株式分割後の発行可能株式総数	400,000,000 株

(4) 分割の日程

基準日公示日 (予定)	2026 年 3 月 13 日 (予定)
基準日	2026 年 3 月 31 日
効力発生日	2026 年 4 月 1 日

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、2026 年 4 月 1 日をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更します。

(2) 変更の内容（下線部は変更箇所）

現行	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 億株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026 年 1 月 29 日
効力発生日	2026 年 4 月 1 日

3. 株主優待制度の改定（拡充）について

(1) 改定の理由

当社株式への投資の魅力を高め、より多くの投資家の皆さまに当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を拡充します。

(2) 現行の内容

名称	夏の株主優待	冬の株主優待
基準日	3 月 31 日	9 月 30 日
保有株式数	100 株以上	500 株以上
優待内容	ナチュラルミネラルウォーター 「高賀の森水」 1 箱 (500ml×24 本)	選べる名産品カタログ 地元名産品等の中から 1 点選択

(3) 改定後の内容（下線部は変更箇所）

今回の株式分割により、投資単位当たりの金額を下げることで、より多くの投資家の皆さまに当社株式を保有していただくことを目的としております。これに合わせ、株主優待制度についても、対象となる保有株式数の見直しを行い、実質的な優待取得条件の緩和（拡充）をいたします。

名称	夏の株主優待	冬の株主優待
基準日	3 月 31 日	9 月 30 日
保有株式数	<u>200 株以上</u> (分割前株式数換算：40 株以上)	<u>1,000 株以上</u> (分割前株式数換算：200 株以上)
優待内容	ナチュラルミネラルウォーター 「高賀の森水」 1 箱 (500ml×24 本)	選べる名産品カタログ 地元名産品等の中から 1 点選択

※ 1 株を 5 株に分割いたしますが、優待の対象となる条件は 2 倍に留めたため、実質的な優待取得に必要な投資額は従来の 5 分の 2 となります。

(4) 実施時期等

2026 年 3 月 31 日時点の株主名簿に登録された株主さまより、新制度を適用させていただきます。
なお、今回の株式分割は 2026 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、2026 年 3 月 31 日を基準日とする株主優待については、株式分割前の保有株式数「40 株以上」を保有されている株主さまを対象に実施いたします。

4. その他

(1) 資本金の額の変更について

上記株式分割による資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2026 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、2026 年 3 月 31 日を配当基準日とする 2026 年 3 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(3) 譲渡制限付株式報酬制度に関する調整について

今回の株式分割に伴い、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数について、株式分割比率（1 株につき 5 株）に応じて、2026 年 4 月 1 日をもって以下のとおり調整いたします。

発行または処分される株式の総数

調整前	調整後
年間 40,000 株以内	年間 200,000 株以内

なお、本調整は株式分割に伴う調整であり、本制度における報酬の総額に変更はありません。

(参考) 譲渡制限付株式報酬制度の内容については、以下の開示文書をご参照ください。

2022 年 5 月 12 日開示「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

以 上

<本件に関する問合せ先>

グループ企画統括部（広報担当） TEL (058) 266-2511